

## 岐阜県高等学校文化連盟新聞部会規約

- 第1条 (名称) 本会を岐阜県高等学校文化連盟新聞部会とする。
- 第2条 (構成) 岐阜県の高等学校または特別支援学校の教員で組織する。
- 第3条 (内容) 本会は岐阜県高等学校文化連盟に所属し、新聞作成に関する諸活動を行う。  
岐阜県高等学校文化連盟の方針に従い、新聞作成を通して高校生の健全な発達を図るための事業を行う。
- 第4条 (役員) 本会には次の役員を置く。
- (1) 会長
  - (2) 専門部長
  - (3) 会計
  - (4) 会計監査
- 第5条 (役員の仕事) 役員の仕事は次のとおりである。
- (1) 会長は本会を代表し、本会の業務の全てについて統括する。
  - (2) 専門部長は本会の運営にあたる。
  - (3) 会計は本会の会計事務にあたる。
  - (4) 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第6条 (役員の仕事) 役員の仕事は学校年度の1年とする。ただし、年度途中から役員になったものについてはその年度末までとする。また、再任を妨げない。
- 第7条 (理事会) 本会の運営についての必要な事項は、理事会で稟議する。
- 第8条 (規約の改正) 規約の改正は理事会において審議する。
- 第9条 (規約の施行) 本規約は令和3年度から施行する。